

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 3 次提案に基づく追加部分) の原案に関する  
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	9 2 0
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	一定の要件を満たす場合、公立保育所における給食の外部搬入を認める。
意見提出者名	和歌山県・大阪府狭山市
意見の要点	<p>公立保育所については、公設民営の保育所も該当すると解してよいか。</p> <p>要件の一つである「調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること」については、具体的にどのような設備が必要となるのか。</p> <p>保育所分園については、中心保育所に調理室が設置されていることから調理室を設けないことができるとされているが、当該特例措置を活用して、分園のみについて外部搬入方式を行うことは可能か。また、この場合、調理室の設置の必要性はあるか。</p>
意見に対する 回答	<p>公立保育所とは、都道府県又は市町村が設置した保育所を指しており、業務委託型のいわゆる「公設民営」保育所は、設置主体が都道府県又は市町村であり、今回の特例措置の対象に該当する。</p> <p>「調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備」とは、具体的には、冷蔵庫などの保存のための設備や給食を配膳するための適切な用具及びスペースを有しており、かつ、食物アレルギーや体調不良児等の対応に支障が生じない設備を想定している。</p> <p>公立保育所の分園について、当該特例措置を活用して給食の外部搬入を行うことは可能である。調理室については、中心保育所にあることから分園には設けないことができるものである。</p>
担当省庁名	厚生労働省

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 3 次提案に基づく追加部分) の原案に関する  
一般からの意見に対する回答

<p>対応方針 別表 1 の番号</p>	<p>9 2 1</p>
<p>構造改革特別区域において実施可能な特例措置</p>	<p>一定の要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用化することを認める。</p>
<p>意見提出者名</p>	<p>和歌山県・東京都</p>
<p>意見の要点</p>	<p>特例措置の内容の「経済的社会的条件の変化に伴い乳幼児数の減少その他の事情」とは、新たな住宅地を開発したため、現在居住している乳幼児数が少ない場合も含まれるか。</p> <p>今回の特例措置は「合同保育を行うことを前提に、幼稚園部分と保育所部分からなる保育室を含む共用化施設を建設し、または運営管理してよい」ということと判断してよいか。</p> <p>設置者及び運営者が幼稚園と保育所で異なる場合においても、特例は適用されると判断してよいか。</p> <p>「9 1 4 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の特例認定は必ずしも前提条件とはならないのか。</p> <p>特例措置の内容においては、「保育室を共用することを認める」とあるが、合同活動をも認めるのであれば、「保育室を共用し、合同活動することを認める」と表現を改めるべきではないか。</p> <p>「合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること」とあるが、この表現では保育時間の取扱いがあいまいであるので、具体的に明記する必要があるのではないか。</p> <p>「当該保育室は...それぞれの定員数で按分して管理すること」とがあるが、会計処理上も按分して計上すると理解してよいか。</p>
<p>意見に対する回答</p>	<p>特例措置の内容の「経済的社会的条件の変化に伴い乳幼児数の減少その他の事情」については、新たな住宅地を開発したため、現在居住している乳幼児数が少ない場合も含まれる。</p> <p>今回の特例措置により、合同保育を行うことを前提に、幼稚園部分と保育所部分からなる保育室を含む共用化施設を建設し、または運営管理することが可能となる。</p> <p>当該特例措置については、設置者及び運営者が幼稚園と保育所で異なる場合においても、適用される。</p> <p>「9 1 4 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の特例認定は必ずしも前提条件とはならない。</p> <p>当該特例措置は、合同活動することを前提に講じるものであり、特段、合同活動の文言を特例措置の内容の中に盛り込む必要はないと</p>

	<p>考える。</p> <p>「合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること」という要件は、保育時間についての要件ではなく、合同活動の内容についての要件である。よって、保育時間について具体的に明記する必要はないと考える。</p> <p>「共用する保育室は当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること」という要件については、会計処理上も按分して計上するということである。</p>
担当省庁名	厚生労働省

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 3 次提案に基づく追加部分) の原案に関する  
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	9 2 3
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	身体障害者短期入所事業について、夜間に当該事業所の実情に応じた適当数の従業者を配置し、居室、浴室及び洗濯室を設けることにより、利用者に対する必要な保護を行うことが可能な場合には、身体障害者通所授産施設においても実施を可能とする。
意見提出者名	足立区
意見の要点	知的障害者及び障害児についても、通所（通園）施設での短期入所事業を実施可能としてほしい。
意見に対する 回答	<p>短期入所事業については、第 2 次提案において、「9 1 8 人員及び設備要件を緩和した単独型児童短期入所事業所設置事業」を、また、第 3 次提案において、「9 2 4 人員及び設備要件を緩和した単独型知的障害者短期入所事業所設置事業」を特例措置として認めたところです。</p> <p>知的障害者及び障害児に係る通所（通園）施設における短期入所事業は、これらの特例措置を実施することにより実現可能なため、特区推進室の指示により、第 3 次提案に係る基本方針別表の一部改正には盛り込みませんでした。</p> <p>足立区からの御提案は、基本方針別表 1 原案の内容で実現可能です。</p> <p>なお、今後のスケジュールについてですが、9 1 8、9 2 3 及び 9 2 4 について、平成 1 6 年 4 月 1 日から全国において実施できるよう必要な措置を講ずることとしました。</p>
担当省庁名	厚生労働省